

第 1 3 9 回佐世保市都市計画審議会開催結果について

1. 議決事項

●第1号議案 佐世保都市計画道路（3・4・47号 春日瀬戸越線）の変更について【長崎県決定】

令和6年8月23日（金）に開催した第139回佐世保市都市計画審議会において、上記議案が**原案のとおり議決**されました。

2. 議案内容

●第1号議案 佐世保都市計画道路（3・4・47号 春日瀬戸越線）の変更について

大野・北地区周辺では、国道204号を中心とした慢性的な交通渋滞が発生していることから、渋滞回避のため多数の車両が歩道がない住宅地内の市道に流入し、歩行者の安全な通行に支障をきたしている状況である。この解決策として、春日瀬戸越線を令和2年に都市計画決定し、令和3年度から県が事業に着手している。

今回、測量及び調査のうえ詳細設計を実施した結果、擁壁構造や法面形状の変更が生じたことから、計画区域の追加及び廃止を行い、トンネル区間における構造物（ロックボルト等）を計画区域に追加するもの。また、当初予定していたトンネル区間内に地質が脆弱な箇所があったことから、当該箇所を開削にし、トンネル区間の延長を変更するもの。

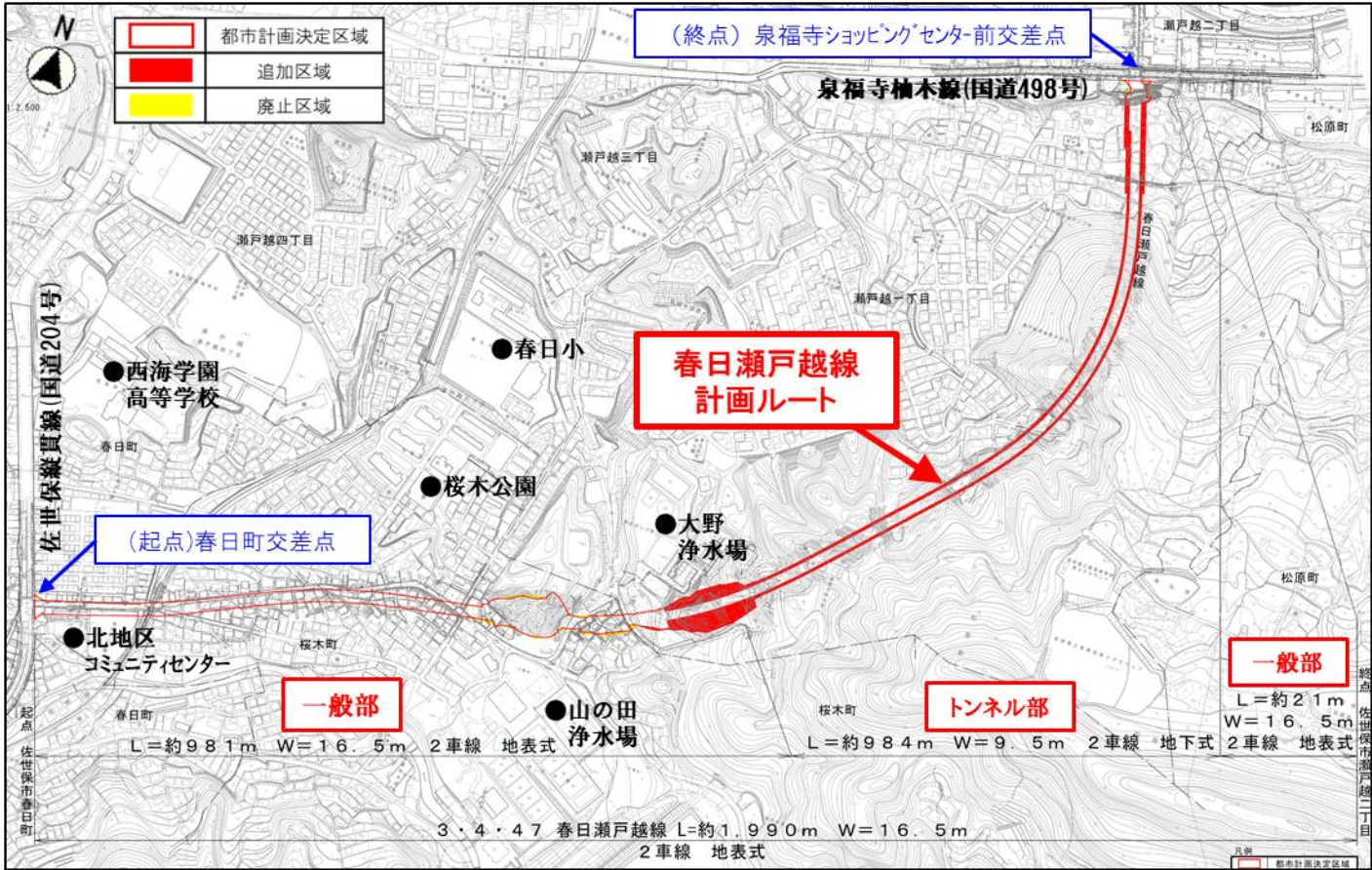


図1 春日瀬戸越線 変更計画図

3. 報告案件

●九州・長崎特定複合観光施設（IR）区域整備計画の不認定に伴う佐世保都市計画変更案の取下げについて

令和4年4月に長崎県とIR事業者が、ハウステンボス内の用地を事業予定地とした『九州長崎特定複合施設（IR）区域整備計画（以下、区域整備計画）』を国に提出された。これを受け、本市として、IR施設の立地を想定した佐世保都市計画変更案（用途地域、特別用途地区、下水道）を作成、本審議会に諮り、いずれも区域整備計画の認定を条件に議決をいただいたところである。

しかしながら、令和5年12月、国の審査を経て、区域整備計画の不認定が公表されたことにより、これら都市計画変更案は、変更する理由を喪失したことから、取下げとなったことを報告するもの。